

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課		
許 認 可 等 名	ひとり親家庭等医療費受給者証の新規交付事務		
根 拠 法 令	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則		
根 拠 条 項	第3条第3項		
連 絡 先	(電話 088-621-5564)		
審 査 基 準	基 準	<p>1 申請に必要なものは次のとおりとする。</p> <p>(1) ひとり親家庭等医療費受給者認定申請書</p> <p>(2) 印鑑</p> <p>(3) 健康保険証</p> <p>(4) 児童扶養手当証書 (受給している場合のみ)</p> <p>(5) 戸籍謄本</p> <p>(6) その他ひとり親家庭であることを証する書類 ((4)、(5)の書類でひとり親家庭等を証明できない場合)</p> <p>(7) 住民税の所得課税証明書 (他市区町村で住民税が課税対象である場合のみ)</p> <p>(8) 子どもの世帯全員の住民票 (子どもの住所が徳島市外にある場合のみ)</p> <p>2 申請者が児童扶養手当の受給者又は申請者の場合、児童扶養手当の受給者台帳より、配偶者のない男子、配偶者のない女子、父母のない児童であることを確認するものとする。なお、受付時に児童扶養手当証書が有効期限外であった場合、新たな証書が発行されることを確認後、受給資格を認定するものとする。</p> <p>3 児童扶養手当を受給していない者についても、配偶者のない男子、配偶者のない女子の認定基準は、児童扶養手当の例によるものとする。父母のない児童についても、この例に従う。</p> <p>4 受給者証の有効期限は原則として11月1日から翌10月31日までの1年間とし、当該有効期限が満了する日の属する年の前々年中の所得により受給資格を判定するものとする。</p>	
	参 考 事 項		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年10月 1日最終変更)	
	標 準 処 理 期 間	総日数 60 日 (休日を除く・休日を含む)	
標 準 処 理 期 間	(設定しないものについてはその理由)		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成28年10月 1日最終変更)	

審查基準

基 準